

「恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令」の概要

令和 3 年 9 月
総務省政策統括官
(恩 給 担 当)

1 改正の概要

恩給又は国会議員互助年金の受給者の遺族又は相続人に係る申請負担を軽減するため、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成18年総務省令第49号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則(昭和33年総理府令第41号。以下「旧国会議員互助年金法施行規則」という。)について、以下の改正を行う。

(1) 恩給給与細則第11条関係

恩給受給者が死亡した際に、遺族又は相続人が未支給金の支給を受けようとする場合には、現在、請求書に添えて請求者の戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を要することとしている。

未支給金の支給を決定するには、請求者が恩給受給者の遺族又は相続人であることを確認することが必要となる。この確認は、現在、請求者の戸籍謄本又は戸籍抄本により行っているが、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し(以下「法定相続情報一覧図の写し」という。)をもって行うことも可能である。

請求者が恩給受給者の孫や兄弟姉妹である場合には、その身分関係を明らかにするため、複数の戸籍謄本又は戸籍抄本が必要となるが、請求書に添える書類として法定相続情報一覧図の写しを認めることにより、請求者は複数の戸籍謄本又は戸籍抄本を提出する必要がなくなり、また、未支給金の支給を決定する審査においても複数の戸籍謄本又は戸籍抄本を確認することを要しなくなる。

このように、請求者が、請求書に添える書類として法定相続情報一覧図の写しを利用することができるようにすることは、請求者の利便性の向上や、審査事務の効率化にもつながることから、未支給金請求時の添付書類を定める規定に、「法定相続情報一覧図の写し」を追加することとする。

(2) 旧国会議員互助年金法施行規則第7条関係

国会議員互助年金受給者が死亡した際も、(1)に同じ。

2 今後の予定

意見公募 : 令和3年9月22日(水)～10月21日(木)

公 布 : 令和3年11月上旬

施 行 : 公布の日

【参照条文】

○ 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）（抄）

（未支給金の請求等）

第十一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない。

- 一 請求者の戸籍の謄本又は抄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）
- 二 請求者が、公務員の死亡当時、公務員により生計を維持し、又は公務員と生計をともにしたことを明らかにすることができる申立書（遺族が請求する場合に限る。）

2 （略）

○ 旧国会議員互助年金法施行規則（昭和三十二年総理府令第四十一号）（抄）

（未支給金の請求等）

第七条 国会議員互助年金法（昭和三十二年法律第七十号）第二十二条第三項の規定により準用される恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により互助年金又は互助一時金の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書を裁定庁に提出することを要する。

2 前項の請求書には、次の書類を添えることを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に令第五条又は第七条の請求を行うときは、次の書類は添えることを要しない。

- 一 請求者に関する戸籍の謄本又は抄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）
- 二 請求者が、国会議員の死亡当時、国会議員により生計を維持し、又は国会議員と生計をともにしたことを明らかにすることができる申立書（遺族が請求する場合に限る。）

3 （略）

○ 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）（抄）

（法定相続情報一覧図）

第二百四十七条 表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

- 一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日
- 二 相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

2～4 （略）

5 登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

6・7 （略）